

令和 6 年度事業計画書  
(2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日)

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構

## 1. 事業概要

公益社団法人薬剤師認定制度認証機構（以下、本法人）は、関係団体との連携のもとに、薬剤師に対する各種の認定制度の整備、発展、普及を図ることにより、生涯学習を推進して薬剤師の資質及び専門性の向上に寄与し、もってわが国の医療環境の向上と国民の健康の確保に貢献することを目的として、平成 16 年に設立されました。本年で設立 20 年を迎ますが、平成 22 年には内閣府より公益社団法人の認定を受け、第三者評価機関として認証事業を遂行してまいりました。これまでに本法人の認証を受けた認定制度数は 34 件となり、本法人認証の認定制度により新規もしくは更新された認定薬剤師数は過去 3 年間合計で 12 万人余りに達しました。

この 20 年間に、薬剤師をめぐる環境は激変しました。医薬分業の進展は、患者への情報公開、医療の安全や質の向上に寄与するとともに、病院薬剤師に外来調剤から入院患者の薬学的管理へと業務の転換を促し、チーム医療への参画が求められることとなりました。一方、薬局においては、薬剤師は概ね調剤における薬剤の調製などの対物中心の業務の実施にとどまり、患者に医薬分業のメリットが感じられないとの指摘に対し、平成 27 年に厚生労働省は「患者のための薬局ビジョン」を策定し、対物業務から対人業務中心へと薬剤師業務の変革が求められることとなりました。「患者のための薬局ビジョン」のコアとなるかかりつけ薬剤師は、一定以上の専門的な薬物療法の知識や情報を有している必要がありますが、平成 28 年度からは本法人の認証を受けた生涯研修制度による研修認定の取得が要件の一つとなりました。

「患者のための薬局ビジョン」では、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能として、患者情報の一元的/継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導、24 時間対応・在宅対応、医療機関等との連携の 3 点が挙げられました。平成 28 年には健康サポート薬局制度が施行され、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局としての基準を満たすことで健康サポート薬局の名称を表示することが可能となりました。さらに、令和 3 年には患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、地域連携薬局と専門医療機関連携薬局の認定制度が施行され、入退院時や在宅医療に他医療提供施設と連携して対応できる薬局（地域連携薬局）や、がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局（専門医療機関連携薬局）といった機能別の薬局の知事認定制度（名称独占）が導入されました。

令和 2 年 1 月に始まった国内の新型コロナウイルス感染症パンデミックでは、ワクチンや治療薬の取扱いに加えて、地域の公衆衛生の担い手としての薬剤師・薬局の役割が

再認識されることとなりました。政府が推進するデジタルトランスフォーメーション（DX）の一環として、令和5年にはオンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の運用が始まり、電子お薬手帳、サイバーセキュリティなど医療DXへの一層の取組が求められることとなりました。また、令和5年11月には、厚生労働省から委託を受けた調査研究として、一部薬局による緊急避妊薬の試験販売が始まりました。

薬剤師養成に係る薬学部教育に関しては、令和4年8月に文部科学省の薬学系人材養成の在り方に関する検討会から「6年制課程における薬学部教育の質保証に関するとりまとめ」が発出され、入学者選抜のあり方を見直すとともに、入学者定員の抑制方針が示されました。さらに、令和5年2月には、10年ぶりとなる薬学教育モデル・コア・カリキュラムの令和4年度改定版が公表され、2040年以降の社会も想定した医学・歯学・薬学において共通して求められる医療人としての資質・能力が示されました。令和4年度改訂版において、10項目にわたる薬剤師として求められる基本的な資質・能力は、生涯にわたって研鑽していくことが求められるとされています。

令和3年6月に発出された、厚生労働省の薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会の取りまとめでは、将来的に薬剤師が過剰になると予想される一方で、薬剤師の従事先には業態の偏在や地域偏在があり、特に病院薬剤師の確保は喫緊の課題であることが指摘されました。これを受けて、令和6年度から始まる第8次医療計画では、必要な薬剤師の確保を図るため、病院及び薬局それぞれにおける薬剤師の就労状況を把握し、地域医療介護総合確保基金（修学資金貸与、医療機関への薬剤師派遣等）の積極的な活用を含め、地域の実情に応じた薬剤師の確保策について、可能な限り具体的に記載することが、医療計画作成指針に新たに記載されました。さらに、令和5年6月には厚生労働省から薬剤師確保計画ガイドラインが公表され、薬剤師の偏在指標に基づく薬剤師確保計画が作成されることとなりました。文部科学省においても、令和5年度から地域の医療ニーズ（へき地医療、在宅医療等）に対応した先進的な薬学教育に係る取組支援事業が開始されています。

以上のように、社会環境や国民の意識の変化に伴い、薬剤師・薬局に求められる機能はますます拡大・多様化しています。上述の厚生労働省の薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会の取りまとめでは、「薬剤師をとりまく様々な変化に対応するためには、免許取得後も常に自己研鑽に努めて専門性を高めていく対応が必要となる。研修に関しては、薬剤師認定制度認証機構（CPC）の認証を受けた研修機関が実施している研修の受講が進んでおり、そのような研修を薬剤師は活用すべきである」と述べられています。

本法人は、その公益目的達成のために、設立以来の一貫した事業として各種薬剤師生涯学修制度の第三者評価に必要な基準等を設定し、認証申請に応じて、基準に適合する制度を評価・認証し、公表しています。本法人は、生涯研修実施機関（研修プロバイダー）、職能団体、学会、大学、行政等と緊密な連携を図り、社会や患者から信頼される薬剤師の生涯学修の質の保証とさらなる向上を目指してまいります。また、全国各地の

薬剤師が容易に受講でき、自らの知識・技能を高め、医療現場と地域社会への貢献につなげることが出来る学習環境の整備を進めていく必要があり、引き続きその推進を図ります。薬剤師の職能が大きく変化する中で、病院薬剤師及び薬局薬剤師が医療人として取り組むべき研修課題について、本法人が認証する研修プロバイダーによる研修プログラム構築等への支援を進めます。専門薬剤師の認定制度について広く議論が進められており、本法人においても専門薬剤師制度の評価基準や仕組みの構築、ガイドライン等の策定について、薬剤師認定制度委員会小委員会を中心に検討を進めます。また、令和4年度に発足した第2次ビジョン委員会を継続し、本法人の第三者評価機関としての認証事業の持続的活動の仕組みや将来構想に関する議論を通して、提案が取りまとめられることを期待しております。

## 2. 会議関連事項

### 1) 理事会

第1回理事会：令和6年5月24日（金）を予定しています。

令和5年度事業報告・決算報告、社員総会の開催と提出議案に関して審議します。

第2回以降：定款に定める定例理事会（年間2回）のほか、臨時理事会（認証申請に関わる審議等）を含め3か月に1回の開催を計画し、一部定款第30条2項（書面理事会）の適用も含めます。

### 2) 社員総会

定時社員総会：令和6年6月17日（金）を予定しています。

令和5年度事業報告・決算報告、令和6年度会費の規程に関して審議します。

### 3) 令和6年度薬剤師認定制度委員連絡会：令和6年12月13日（金）を予定しています。

### 4) 認定薬剤師認証研修機関協議会（年2回）の開催を後援する予定です。

### 5) ビジョン委員会を開催します。

### 6) 薬剤師認定制度委員会小委員会（フォローアップ、専門薬剤師制度）を開催します。

## 3. 事業関連事項

### 1) 評価基準及びその改善、普及に関する事業

本法人による認証を受けている生涯研修制度の認定薬剤師は、かかりつけ薬剤師取得の一要件となっており、薬剤師の生涯研修・認定制度に関して、質的評価を行うための基準の見直しやチェックリスト及び指針（ガイドライン）を整理し、その充実を

図ります。生涯研修制度には、薬剤師職能全体の向上を目指す「生涯研修認定制度」に加えて、特定の専門領域に関する高度の職能を認定する「特定領域認定制度」と「専門領域認定制度」があります。研修プロバイダーの数は増えていますが、さらに全国的な拡充に努めます。

改正薬機法による薬局の機能分化が進んでいることから、個々の薬剤師の特定領域などの専門性の質的向上が求められています。薬学関連専門分野や学会からの認証申請の評価に対応するために、現在制定している認証事業実施要綱の制度、評価基準やチェックリスト等について認定制度委員連絡会などを通した委員との意見交換を行い、引き続き見直しを進め、認証申請記載ガイドライン（生涯研修認定制度申請用、特定領域認定制度ならびに専門薬剤師認定制度申請用）の整備・充実を図ってまいります。特に、専門薬剤師認定制度の評価基準や仕組み、認証申請記載ガイドラインについては、薬学関連学会や職能団体とのコンセンサスを得る形で検討を進めます。専門薬剤師取得の基盤となる研修認定薬剤師を輩出する研修プロバイダーに対しては、認定制度委員によるフォローアップを展開し、個々の薬剤師が生涯学習記録（ポートフォリオ）を通じた継続的職能向上のさらなる推進を支援します。

デジタル時代への対応など薬剤師を巡る動向が変化しており、研修プログラム、研修認定単位等の電子化などが実行されており、本法人事業内容との整合性などに関する調整を図ります。

また、薬剤師の卒後教育・研修に関連する教育機関や職能団体への本法人の認証事業の認知・普及に努めます。その一環として前年度に作成したパンフレットを、薬系大学、薬学関連学会、職能団体などへ配布し、情報提供します。また、リニューアルしたホームページでの本法人や社員各位からの情報発信を進めます。

さらに、嘱託職員の増員により、本法人の主たる事業である認証事業の持続性を確保するための事務局体制の強化を図ります。

## 2) 各種認定制度を評価し、認証する事業

薬剤師に対する各種の生涯研修制度を実施している機関からの認証申請に応じて、「認証事業実施要項」に基づき、薬剤師認定制度委員会で評価し、基準に適合する制度を認証し、公表します。生涯研修制度を評価する薬剤師認定制度委員は、現在 43 名に委嘱しています。

令和 4 年度までに認証した 34 の制度（生涯研修認定制度 27 件【G01～G27】、特定領域認定制度 6 件【P01～P06】、その他の制度 1 件【E01】）に加えて、本年度は、1 件程度の新規申請を見込み、申請に対する助言と推進を図ります。なお、特定領域（専門）薬剤師認定制度などの専門性の高い制度の申請に関しては、評価基準や仕組み、ガイドライン等のさらなる修正を進め、関連する医療職の意見を求める環境を整えます。

昨年度から、薬剤師の専門性の質保証のために、専門薬剤師制度の評価・認証に係る評価基準や仕組み等の策定のために、小委員会を設置し、検討を進めたうえで、専門薬剤師を輩出する薬学関連学会及び職能団体等とのコンセンサスが得られるよう意見交換を行ってまいります。

### 3) 既認証の制度について、認証の更新を行う事業

薬剤師生涯研修認定制度の認証は、初回認証から3年後、以後6年毎に更新を受ける必要があります。令和6年度内には、3回目認証更新1件(G11)の認証更新申請を評価する予定です。

本法人による認証後の生涯研修制度のフォローアップについては、5名の薬剤師認定制度委員からなるフォローアップ小委員会を中心に、研修プロバイダーと意見交換しながら継続的な評価を進めていきます。また、既認証制度による研修に参画する個々の薬剤師の研修認定薬剤師の取得を推奨するよう努めてまいります。

### 4) 生涯研修制度の発足、運営等に関する支援、助言

薬剤師生涯研修制度の認証申請を検討中の薬系大学、職能団体およびその支部、特定(専門)領域学会等からの要望に応えるため、認証コーディネーターを中心に認証取得に必要な条件、基準等について解説・助言します。また、「認証申請の指針」を基に作成した認証申請書記載ガイドラインの活用により、質の高い生涯研修制度の整備・育成を図ります。

### 5) 生涯研修制度の将来像及び在り方に関する必要な検討と普及

薬剤師養成に薬学6年制教育が導入され、その間、今日に至るまでに2回の薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂が行われ、令和6年度から令和4年度改訂版の薬学モデル・コカ・カリキュラムに基づく6年制教育が進められることになります。すでに薬学6年制教育を受けた多くの卒業生が社会で活動しており、国際的にも通用する大学教育から卒業後の生涯にわたる一貫した学習制度の確立が求められています。

本法人が公表している「求められる薬剤師への道程」及び「薬剤師生涯学習の在り方」の普及を目指して、パンフレットを薬系大学、諸学会、職能団体等へ配布しているが、本年度も引き続き情報提供活動を進め、本法人の認知度を高めます。

薬剤師が生涯学習による自己研鑽に努めることは、薬剤師に求められる資質・能力の一つとして提示されており、社会的に課された義務です。その自己研鑽の証となる研修認定薬剤師を取得することを推奨し、普及に努めるとともに、薬学・薬剤師関係各団体や既認証研修プロバイダー各位の協力を得つつ、最終的には、研修認定薬剤師が生涯学習履歴の証明となる実質的な免許更新制を目指した提案を行える

ように努めてまいります。

#### 6) 専門薬剤師認定制度に係る取り組み

これまで実施してきた専門薬剤師認定制度の認証に係る認証の考え方や基準等も踏まえて、生涯研修による研修認定薬剤師を基盤とする、より専門性の高い専門薬剤師認定制度の評価基準や仕組みの構築、認証申請のためのガイドラインの策定などの整備を進めます。薬剤師認定制度委員会に設置した専門薬剤師認定制度小委員会において、専門薬剤師を輩出する薬学関連学会及び職能団体等と意見交換を行いつつ、社会的信頼性を得られるよう取り組みます。そのため、広く他の医療職からの意見も求めていく予定です。

### 4. その他

#### 1) 第2次ビジョン委員会の継続設置

令和4年度に設置したビジョン委員会を本年度も継続し、本法人の事業及び運営等に関し、将来の方向性の策定等に関して検討します。特に、10年～20年後の本邦の薬剤師像をグローバルな観点から捉え、薬剤師のあるべき将来像に向けた生涯研修制度のデザインについて取りまとめを期待しています。

#### 2) 事務局体制の強化

公益社団法人としての本法人の事業の継続と薬剤師職能の拡大に対応した展開を図るために、事務局体制の強化を図ります。社員総会、理事会、ビジョン委員会、薬剤師認定制度委員会内の二つの小委員会など、本法人の組織が円滑に機能するためには、事務局の丁寧な支援が不可欠です。事業の更なる展開を図るために、新たな認証コーディネーターの養成も必要です。事務局内の緊急事態に対応し、持続的な認証事業を遂行するために、嘱託職員の増員による事務局体制の強化を進めてまいります。

—以上—